別紙５

JV-Campus より配信するコンテンツにかかる著作権の権利処理について

1. コンテンツ内での著作物の利用にかかる利用許諾の取得について
提供いただいたコンテンツに第三者の著作権が含まれる場合、当該コンテンツを JV-Campus で配信するにあたっては、著作権者等の許諾が必要になります。
そのため、コンテンツを JV-Campus に提供いただく場合、事前に著作権者等から JV-Campus でコンテンツを配信することについての利用許諾を取得していただくことが必要です。
参考 URL：著作権テキスト-令和 4 年度版-（文化庁　著作権課）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html

2. 授業目的公衆送信補償金制度（SARTRAS）について
著作権法第 35 条では、著作権者の利益を不当に害さない範囲において、学校その他の教育機関で教育を担任する者が、授業の過程で、著作物を、①無許諾かつ無償で複製すること、②無許諾かつ無償又は補償金を支払い公衆送信（「授業目的公衆送信」）すること、及び③無許諾かつ無償で公に伝達することが認められています。具体的には、自大学の学生向けに、教員などがオンライン配信するオンデマンド講義などは SARTRAS に該当する場合があると考えられます。

しかし、この度の JV-Campus 特設 Box を通じて配信されるコンテンツについては、広く国内外から、学生・社会人を問わず幅広いユーザの視聴を見込むものであることから、上記 SARTRAS の対象には該当しません。そのため、すでに学内向けにオンライン配信しているコンテンツであっても、JV-Campus 特設 Box を通じて配信するためには、別途著作権の権利処理が必要になる可能性があります。具体的な著作権に関する手続きにつきましては、著作権処理コンテンツを提供いただく各組織の法務部門又は外部専門家等に各自お問い合わせください。

参考 URL：　SARTRAS　https://sartras.or.jp/
改正著作権法第 35 条運用指針（令和 3（2021 年度版））（著作物の教育利用に関する関係者フォーラム、2020 年 12 月）　https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf
著作物を利用した特別活動における音楽・映像等のインターネット等での配信について（著作物の教育利用に関する関係者フォーラム、2021 年 11 月 9 日）　https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishintsuiho_20211109.pdf